

議員提出第 1 2 号議案

足立区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 2 日

提 出 者

足立区議会議員	長	井	まさのり
同	古	性	重 則
同	吉	岡	茂
同	針	谷	みきお
同	鈴	木	あきら
同	鹿	浜	昭
同	う	すい	浩 一
同	新	井	英 生
同	岡	安	たかし
同	ぬ	かが	和 子
同	た	がた	直 昭
同	渡	辺	ひであき

足立区議会議長 せぬま 剛 様

(提案理由)

3 障害一元化の理念の下、心身障害者福祉手当の対象に 3 障害が並ぶまで、足立区独自で精神障がい者福祉手当を支給し障がいの福祉の増進を図るため、この条例案を提出する。

足立区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

足立区心身障害者福祉手当条例（昭和49年足立区条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区障がい者福祉手当条例

第1条中「心身に障害を有する者」を「障がいを有する者」に、「心身障害者福祉手当」を「障がい者福祉手当」に改める。

第2条第1項中「心身障害者福祉手当」を「障がい者福祉手当」に、「心身に別表に定める程度の障害を有するもの」を「別表に定める程度の障がいを有するもの」に、「障害者」を「障がい者」に、「障害者となつた」を「障がい者となつた」に改め、同条第2項及び第3項中「障害者」を「障がい者」に改める。

第3条第1号中「第3号」を「第4号」に改め、同条第2号中「障害」を「障がい」に改め、同条に次の1号を加える。

（3） 別表第3号に該当する者 4,000円

別表の1の項中「知的障害者」を「知的障がい者」に改め、同表の2の項中「身体障害者であつて、身体の障害の程度が」を「身体障がい者であつて、身体の障がいの程度が」に改め、同表の3の項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

3 精神障がい者であつて、精神の障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級であるもの

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の足立区障がい者福祉手当条例（以下「新条

例」という。)第3条第3号に規定する手当(以下「手当」という。)の支給に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(申請日の特例)

- 3 平成27年4月1日前に新条例第3条第3号に規定する者であつて、同年7月31日までに手当の受給資格の認定の申請(以下「申請」という。)をした者については同年4月1日に、同日から同年7月31日までの間に新条例第3条第3号に規定する者となつた者で、同日までの間に申請をした者についてはその該当するに至つた日に、それぞれ申請があつたものとみなす。

(足立区難病患者福祉手当条例の一部改正)

- 4 足立区難病患者福祉手当条例(昭和50年足立区条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「足立区心身障害者福祉手当条例」を「足立区障がい者福祉手当条例」に、「心身障害者福祉手当の」を「障がい者福祉手当の」に改める。